

職員被服貸与規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員被服貸与規程等の一部を改正する訓令

(職員被服貸与規程の一部改正)

第1条 職員被服貸与規程(昭和33年岩手県訓令第42号)の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)					
貸与を受けること のできる職員	種 類	員 数	貸与期間 (年)	備 考		貸与を受けること のできる職員	種 類	員 数	貸与期間 (年)	備 考	
[略]						[略]					
食肉衛生 検査所	[略]					食肉衛生 検査所	[略]				
県民生活 センター	[略]					県民生活 センター	[略]				
[略]						[略]					
福祉総合 相談セン ター及び 児童相談 所	[略]					福祉総合 相談セン ター及び 児童相談 所	[略]				
環境保健 研究セン ター	技術職員	予防衣	2	2		環境保健 研究セン ター	技術職員	予防衣	2	2	
		作業衣	2	2				作業衣	2	2	
		半長靴	1	2				半長靴	1	2	
看護師養 成所	[略]					看護師養 成所	[略]				
[略]						[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。											

(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第2条 職員の勤務時間に関する規程(昭和38年岩手県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(<u>政策地域部NPO・文化国際課</u> に勤務し、旅券事務に従事	(<u>環境生活部若者女性協働推進室</u> に勤務し、旅券事務に従事

<p>する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第5条 <u>政策地域部NPO・文化国際課</u>に勤務し、旅券事務に従事する職員は、<u>NPO・文化国際課総括課長</u>の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 前項に規定する勤務時間中に、<u>NPO・文化国際課総括課長</u>の定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。</p> <p>3 [略]</p>	<p>する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第5条 <u>環境生活部若者女性協働推進室</u>に勤務し、旅券事務に従事する職員は、<u>若者女性協働推進室長</u>の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 前項に規定する勤務時間中に、<u>若者女性協働推進室長</u>の定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。</p> <p>3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員の職務発明等に関する規程の一部改正)

第3条 職員の職務発明等に関する規程(昭和53年岩手県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 会長は、<u>科学・ものづくり振興課総括課長</u>をもって充てる。</p> <p>。</p> <p>3 [略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第21条 審査会の庶務は、<u>商工労働観光部科学・ものづくり振興課</u>において処理する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 会長は、<u>科学ILC推進室長</u>をもって充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第21条 審査会の庶務は、<u>政策地域部科学ILC推進室</u>において処理する。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。